

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月8日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 U B S ブラジル・インデックス・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限5,500億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSブラジル・インデックス・ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

上限5,500億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合の発行価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

申込手数料の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位または1万口以上1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

申込単位の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成22年10月9日から平成23年4月8日まで

ただし、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下、「海外市場の休業日」ということがあります。）と同日の場合には買付申込

の受付は行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

後記照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。ただし、平成22年10月8日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

お申込みは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までの受付を当日の受付分とします。ただし、海外市場の休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日（上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは、委託会社は買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消することがあります。

投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてUBSブラジル・インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、ブラジル株式市場の動向を表す代表的株価指数であるボベスパ指数¹を構成する株式を中心に投資を行います。ただし、米国株式預託証券（ADR）、海外株式預託証券（GDR）、株価指数先物取引に投資する場合があります。

なお、ファンドはボベスパ指数（円換算ベース）²をベンチマーク³とします。

1 ボベスパ指数は、サンパウロ証券取引所の最も流動性の高い銘柄群で構成される出来高加重トータルリターン指数です。

2 ボベスパ指数（円換算ベース）は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。

3 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことで、当ファンドは、ベンチマークに概ね連動する投資効果の実現を目指しますが、ベンチマークに連動することおよび投資効果がベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

ボベスパ指数について

ボベスパ指数（IBOVESPA）とは、サンパウロ証券取引所（以下「ボベスパ」といいます。）が所有する商標であり、当ファンドにおいて当該指数を利用するにあたり、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社にその利用許諾が与えられています。ボベスパは、当ファンドの発行、後援、推薦、販売、もしくは販売活動を行うものではなく、またその運用につき一切の保証・責任を負うものではありません。また、ボベスパは、ボベスパ指数の運営管理上必要と認めるときは、当該指数の内容を変更する権利を有します。

信託金限度額

5,500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 株式 / インデックス型に属します。

以下、社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする
インデックス型	各種指数に連動する運用成果を目指す

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（除 く日本） 日本 北米	ファミリー ファンド ファンド・オ ブ・ファンズ	あり なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株 式（一般））） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東） エマージング		

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの）に投資するもの
年1回	年1回決算する
中南米	組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

前記商品分類表においては投資対象資産を「株式」としてありますが、当ファンドはファミリーファンドによる投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

(注) 上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1

ブラジルを代表する企業で構成された「ボブスバ指数」に概ね連動した投資成果を目指します。

- UBSブラジル・インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通して、ブラジルを代表する企業の株式を中心に投資を行います。
- ベンチマークは、ボブスバ指数(円換算ベース)とします。

2

原則として為替ヘッジは行いません。

- 実質的な外貨資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は現地通貨(レアル)と日本円との為替動向を反映します。

3

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、世界最大級の総合金融機関UBS(UBS AG)グループの資産運用部門です。
 - ◆ 委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
 - ◆ 委託先名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
(UBS Global Asset Management (UK) Ltd.)

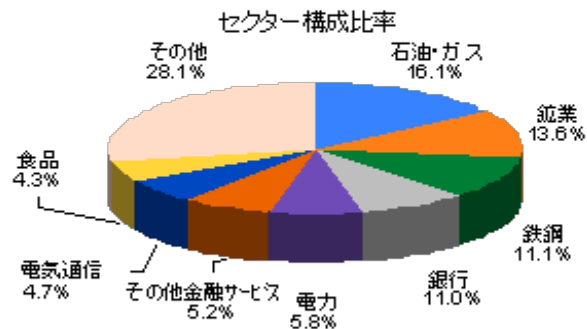
ブラジル・ボベスパ指数とは

- ボベスパ指数は、ブラジル・サンパウロ証券取引所に上場されている、ブラジルの代表的な銘柄で構成された株価指数です。
- ボベスパ指数に連動した成果を追求することで、ブラジルの主要企業の成長による投資成果を享受できます。

ボベスパ指数の概要

- 構成国 **ブラジル**
- 銘柄数 **62銘柄**
- 時価総額 **約68兆円**

2010年7月末現在



2010年7月末現在

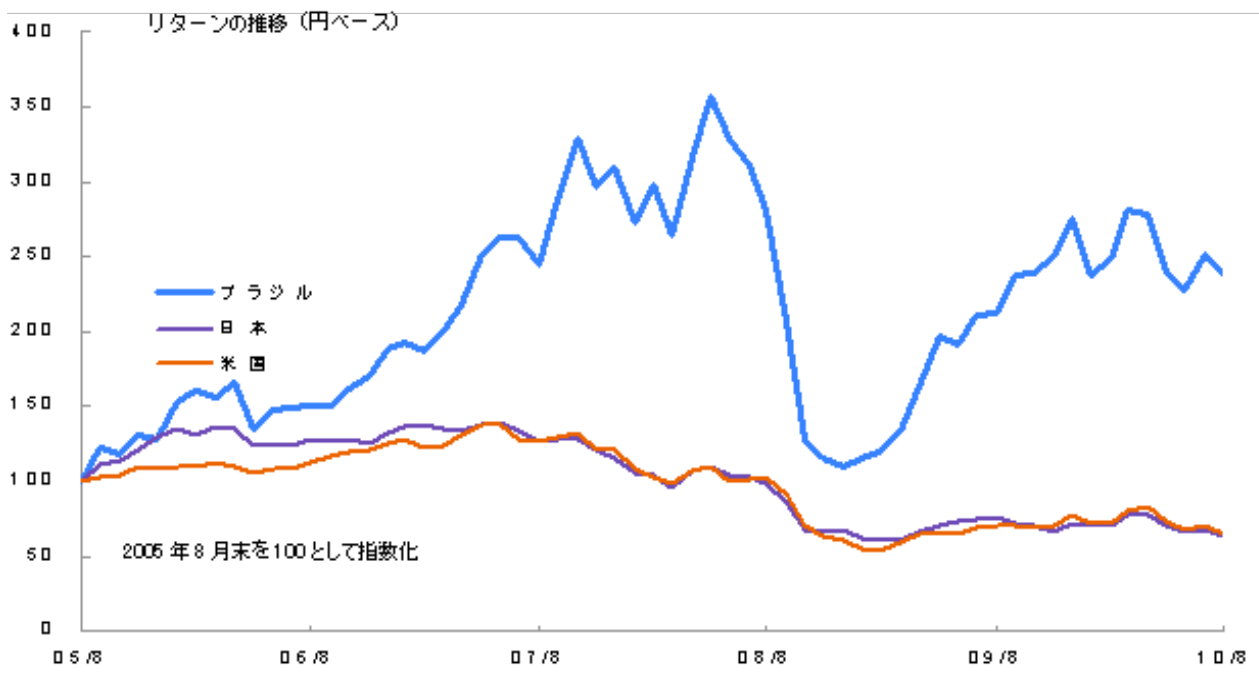
出所: Bloomberg, World Federation of Exchanges のデータをもとに UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社作成

※ 上記のデータは過去のデータであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

※ 四捨五入により、構成比率の合計が 100% にならない場合があります。

ブラジル・ボベスパ指数の推移

- ボベスパ指数は、ブラジルの相対的に高い経済成長等を背景に、先進国に比べて高いパフォーマンスを達成してきました。
- 2008年9月後半以降、金融市場の混乱や世界的な景気減速懸念から大きく調整していましたが、再び上昇基調に転じています。



上記は以下の指数を使用。

ブラジル: ボベスパ指数、米国: S&P500、日本: TOPIX

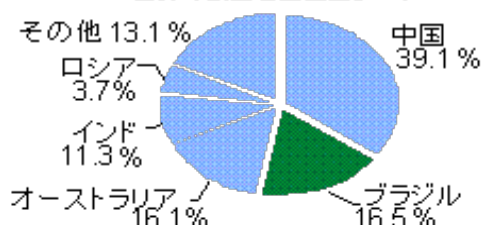
※ 上記のデータは過去のデータであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

ブラジル経済の魅力

- ブラジルの経済成長を支えて来た主な要因は①天然資源、②農産物、③製造業です。
- 貿易相手国の分散による「米国との連動性の低下傾向」や、個人消費・インフラ投資の増加による「内需拡大」期待、債務削減等による「投資適格国」への格上等から、ブラジルは強固な経済体質に変化を遂げようとしています。

① 天然資源

世界の鉄鉱石生産量シェア（2009年予測値）



ブラジルは、鉄鉱石生産量で中国に次ぐシェアを誇り、石油、マンガン等多くの資源が豊富です。

出所: U.S. Geological Survey (Minerals Yearbook) のデータをもとに
UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社作成

② 農産物

ブラジルの代表的な農産物(順位は生産高)

品目	世界順位	時点
コーヒー豆	1位	2009年
さとうきび	1位	2009年
オレンジジュース	1位	2009年
大豆	2位	2009年

出所: 米農務省のデータをもとに UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社作成

③ 製造業

ブラジルの航空機製造と自動車産業



先進国の主要製造業が多数進出しており、中南米で航空機・自動車を中心として一大製造拠点となっています。ブラジルは、工業国としても国際競争力をつけています。

出所: 各種新聞をもとに UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社作成

米国との連動性の低下傾向

新興国やヨーロッパ向けの輸出が拡大するなど、輸出地域の分散化が進んでいます。米国への輸出割合が減少することで、米国景気に左右される度合いが薄れる兆候が見られます。

内需拡大期待

高い国際競争力を持つ製造業に加え、ブラジル経済の成長とともに増加傾向にある消費や成長に伴うインフラ投資の拡大によって、今後、内需の牽引力が高まっていくことが期待されています。

投資適格国へ格上

投資適格への格上により、ブラジル国内企業は資金調達コストが低下します。また、投資適格未滿に投資できない海外年金基金等のブラジル株投資により、厚みのある市場が形成されることが期待されます。

※ 上記は過去の実績および一時点における予測であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

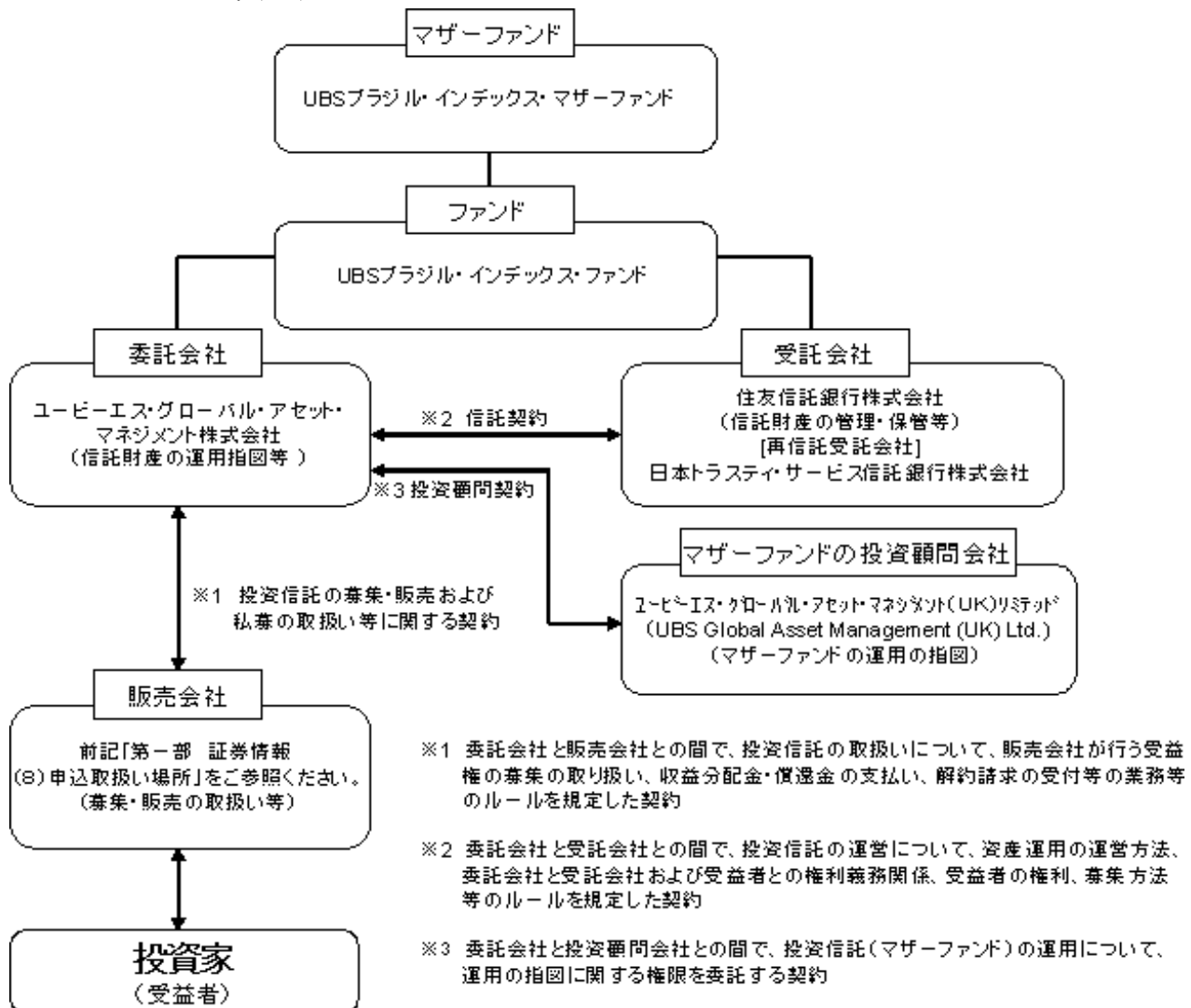
※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

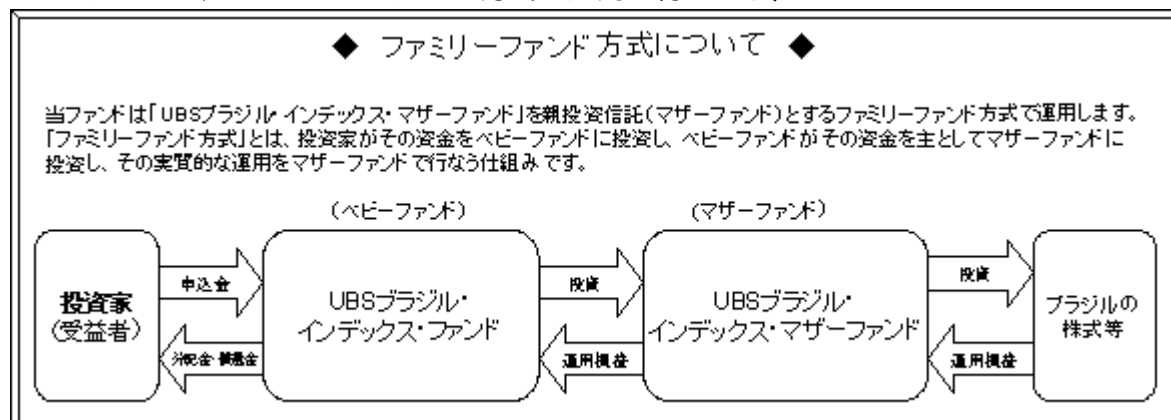
平成20年7月8日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



委託会社の概況（平成22年8月末日現在）

- 1) 資本金
22億円

2) 沿革

- 平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
- 平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に
商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタット 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

UBS ブラジル・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

< 投資態度 >

マザーファンド受益証券を通じて、ブラジル株式市場の動向を表す代表的株価指であるボベスパ指数¹を構成する株式を中心に投資を行います。ただし、米国株式預託証券（ADR）、海外株式預託証券（GDR）、株価指数先物取引に投資する場合があります。

ベンチマークを、ボベスパ指数（円換算ベース）²とします。

投資成果を、ベンチマークであるボベスパ指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンドの組入れについては高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

1 ボベスパ指数は、サンパウロ証券取引所の最も流動性の高い銘柄群で構成される出来高加重トータルリターン指数です。

2 ボベスパ指数（円換算ベース）は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。

(2) 【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に

関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

3. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
4. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび14に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

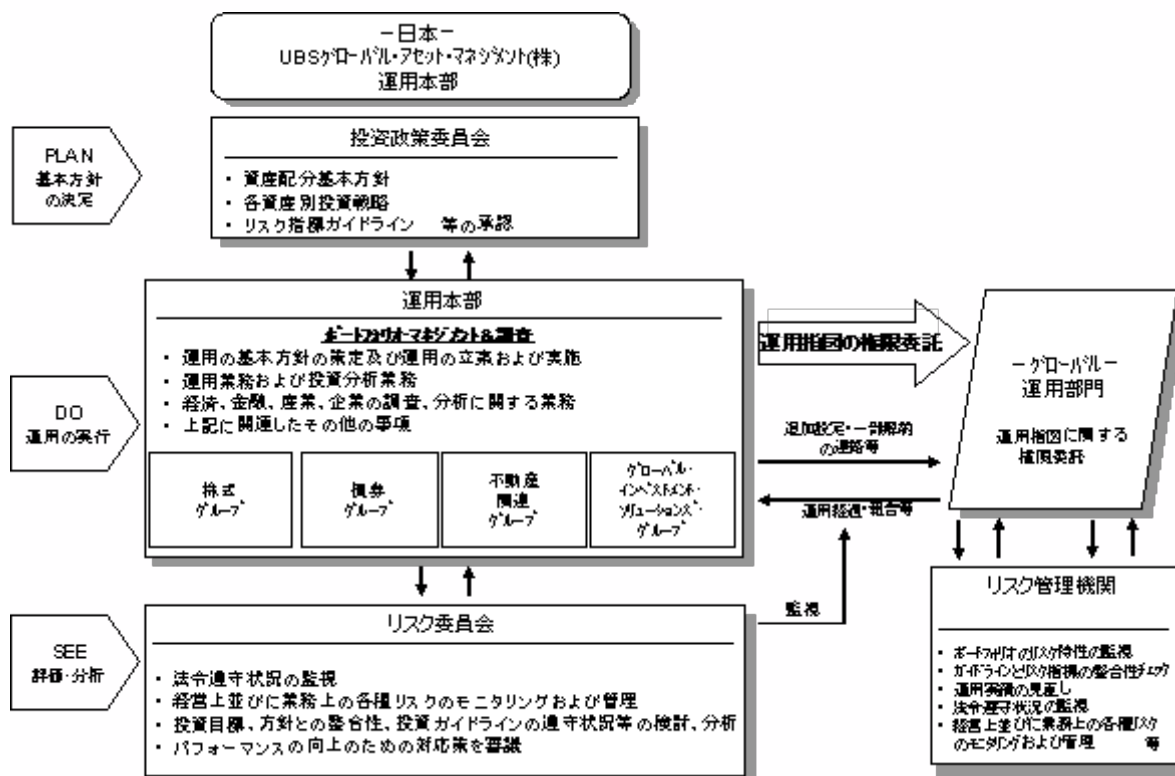
[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

信用取引、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入、為替予約取引、資金の借入等の指図を行うことができます。

(3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成22年8月末現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス

ンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、年金営業部/コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

<マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要>

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

委託先の所在地	21 Lombard Street , London EC3V 9AH United Kingdom
委託の費用	上記の委託先が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。
委託の中止等	上記の委託先が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(5) 【投資制限】

[信託約款による投資制限]

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において当該株式の信託財産の純資産総額に対する割合として当該株式のボベスパ指数における構成比率+5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

（先物取引等の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（スワップ取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

上記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期

間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限

（信用取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（有価証券の空売りの指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うことができます。

（外国為替予約の指図）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的

として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

<UBS ブラジル・インデックス・マザーファンドの概要>

投資方針	<p>ブラジル株式市場の動向を表す代表的株価指であるボベスパ指数を構成する株式を中心に投資を行います。ただし、米国株式預託証書（ADR）、海外株式預託証書（GDR）、株価指数先物取引に投資する場合があります。ベンチマークを、ボベスパ指数（円換算ベース）1とします。投資成果を、ベンチマークであるボベスパ指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。UBS グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>1 ボベスパ指数（円換算ベース）は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。</p>
主な投資対象	<p>この投資信託は、ブラジル株式市場の代表的株価指数であるボベスパ指数²に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>2 ボベスパ指数は、サンパウロ証券取引所の最も流動性の高い銘柄群で構成される出来高加重トータルリターン指数です。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額5%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において当該株式の信託財産の純資産総額に対する割合として当該株式のボベスパ指数における構成比率+5%以内とします。同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてブラジルの株式等に投資を行いますので、実質組入株式の価格の下落や当該株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) 株式の価格変動リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また、株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因となります。

(2) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、当ファンドの主要投資対象国であるブラジルには主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

(3) 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(4) その他

《基準価額と指数の連動性に関する留意点》

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは、ボベスパ指数（円換算ベース）に概ね連動するように運用を行います。当ファンドの基準価額の騰落率とベンチマークであるボベスパ指数（円換算ベース）の騰落率とは必ずしも一致しません。これは、主として、流動性確保のために資産の一部を短期金融資産（CP、譲渡性預金、コール・ローン等）で運用すること、資金の出入りと実際の組入株式等の売買のタイミングのずれや、組入株式等の売買・評価価格と指数のずれがあること、ならびに当ファンドにおいて信託報酬やその他諸費用（信託財産にかかる租税等を含みます。）を負担することなどによるものです。

したがって、当ファンドは、基準価額がボベスパ指数（円換算ベース）の騰落率に連動すること、または同指数を上回ることを保証するものではありません。

また、ブラジル市場の構造変化、指数公表の停止などにより当該指数の参照が困難となった場合等には、ベンチマークを見直すことまたは指数との連動を終了し、償還することがあります。

《短期金融商品の信用リスク》

ファンド資産を現地通貨建ての短期社債および短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

《買付および換金申込に係る制限》

- ・ 買付または換金の申込日が、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。

《クーリングオフ》

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

投資信託に関する一般的リスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
4. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4 【手数料等及び税金】

受益者が、買付から換金・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳細は、以下「（1）申込手数料」から「（5）課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。

買付時、収益分配時、換金時および償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料	買付価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
収益分配時	所得税・地方税（1）	普通分配金に対し10%（所得税7%、地方税3%）
換金時 （2）	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
	所得税・地方税（1）	換金時の譲渡益に対し10%（所得税7%、地方税3%） 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
償還時	所得税・地方税（1）	償還時の譲渡益に対し10%（所得税7%、地方税3%）

（1）原則として、法人の受益者については、7%（所得税）です。平成24年1月1日以降、原則として個人の受益者については20%（所得税15%、地方税5%）、法人の受益者については15%（所得税15%）の税率となります。詳しくは後記「（5）課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。

（2）換金方法には、「解約請求」および「買取請求」による方法があります。買取請求につきましては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用

時期	項目	費用								
保有時	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して以下の通りです。 （年率表示、カッコ内は税抜表示） <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5435% （1.47%）</td> <td>0.735% （0.70%）</td> <td>0.735% （0.70%）</td> <td>0.0735% （0.07%）</td> </tr> </tbody> </table> マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社報酬から支払われます。	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.5435% （1.47%）	0.735% （0.70%）	0.735% （0.70%）	0.0735% （0.07%）
	合計	委託会社	販売会社	受託会社						
	1.5435% （1.47%）	0.735% （0.70%）	0.735% （0.70%）	0.0735% （0.07%）						
	信託事務の諸費用 （3）	信託財産に関する租税（ブラジル市場における金融取引税（IOF）を含みます。） ^{（4）} 、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息								
売買委託手数料等 （3）	組入の有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額									
その他諸費用 （5）	監査費用、受益権の管理事務費用、法定手続き（書類の作成、印刷、交付）等に関する費用および当該費用に係る消費税等相当額									

（3）信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

（4）当ファンドが、為替取引を伴うブラジル株式投資を行う際に、金融取引税（2.0%、平成22年8月末現在）がかかります。なお、ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合等には、税率および取扱いが変更になることがあります。

（5）信託財産の純資産総額に対して年率0.1%（税込）を上限とする額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、間接的にご負担いただく場合があります。

（注） および の費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額^{*}

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額

* 信託財産留保額とは償還時まで投資を続けられる投資家との公平性に資するために導入されたもので、信託財産中に留保され、運用資金の一部となります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.5435% (1.47%)	0.735% (0.70%)	0.735% (0.70%)	0.0735% (0.07%)

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下 および の費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 信託財産に係る監査費用
2. 受益権の管理事務に関連する費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
5. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1から7の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1から7の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となりま

す。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

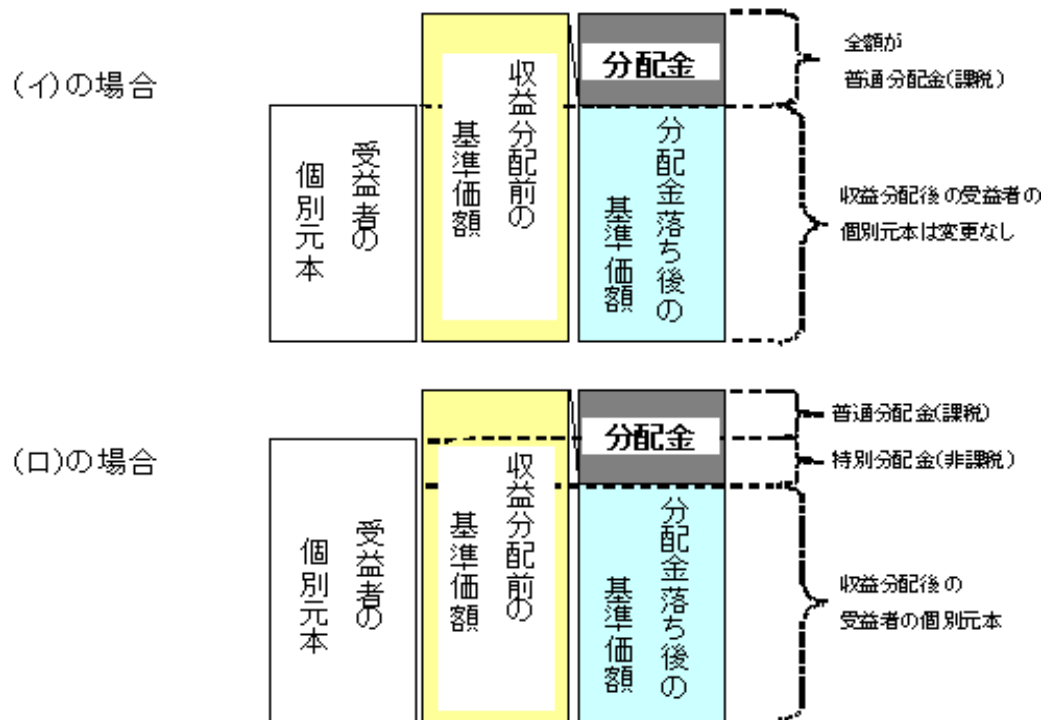
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- (イ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取り扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2010年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,040,093,625	99.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	90,532,291	0.74
合計（純資産総額）	-	12,130,625,916	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) UBS ブラジル・インデックス・マザーファンド

(2010年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	11,854,407,266	98.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	185,174,762	1.53
合計（純資産総額）	-	12,039,582,028	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細（2010年8月31日現在）

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBS ブラジル・インデックス ・マザーファンド	16,012,892,174	0.7841	12,555,708,754	0.7519	12,040,093,625	99.25

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2010年8月31日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.25
合計	99.25

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2010年8月31日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2010年8月31日現在）

（参考）UBS ブラジル・インデックス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細（2010年8月31日現在）

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	591,989	1,874.82	1,109,873,172	1,956.04	1,157,955,347	9.61
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	852,439	1,325.49	1,129,903,461	1,223.12	1,042,641,156	8.66
ブラジル	株式	BM&F BOVESPA SA	各種金融	968,601	563.74	546,042,808	604.11	585,145,618	4.86
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	267,986	1,783.02	477,826,005	1,766.20	473,318,213	3.93
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	280,208	1,407.67	394,442,468	1,424.97	399,290,515	3.31
ブラジル	株式	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	エネルギー	362,418	833.84	302,198,987	993.40	360,026,113	2.99
ブラジル	株式	GERDAU SA-PREF	素材	315,576	1,177.46	371,581,272	1,124.60	354,898,031	2.94
ブラジル	株式	ITAUSA - INVESTIMENTOS ITAU-PR	銀行	534,982	582.00	311,363,054	576.71	308,534,819	2.56
ブラジル	株式	VALE SA	素材	133,539	2,150.20	287,136,145	2,220.37	296,506,256	2.46
ブラジル	株式	PDG REALTY SA	耐久消費財・アパレル	346,187	807.88	279,680,530	845.85	292,824,351	2.43
ブラジル	株式	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	素材	132,770	2,543.33	337,678,614	2,114.63	280,760,752	2.33
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	194,258	1,528.30	296,886,055	1,400.94	272,145,550	2.26
ブラジル	株式	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	素材	206,201	1,338.47	275,994,058	1,296.65	267,372,341	2.22
ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	175,100	1,330.78	233,019,823	1,330.78	233,019,823	1.93
ブラジル	株式	CYRELA BRAZIL REALTY	耐久消費財・アパレル	223,220	984.74	219,815,761	1,038.09	231,723,789	1.92
ブラジル	株式	BRF - BRASIL FOOD SA	食品・飲料・タバコ	214,014	1,127.00	241,195,276	1,081.83	231,526,894	1.92
ブラジル	株式	CIELO SA	ソフトウェア・サービス	303,840	768.47	233,494,780	723.30	219,768,383	1.82
ブラジル	株式	GAFISA SA	耐久消費財・アパレル	357,076	572.39	204,388,374	565.66	201,985,824	1.67
ブラジル	株式	FIBRIA CELULOSE SA	素材	152,235	1,237.54	188,397,663	1,274.07	193,958,137	1.61
ブラジル	株式	REDECARD SA	ソフトウェア・サービス	158,200	1,297.62	205,283,484	1,171.70	185,363,382	1.53
ブラジル	株式	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	公益事業	127,480	1,241.38	158,252,371	1,376.91	175,529,634	1.45
ブラジル	株式	ALL AMERICLATINA LOGISTICA	運輸	226,287	696.38	157,583,868	767.03	173,570,637	1.44
ブラジル	株式	LOJAS RENNEN S.A.	小売	60,614	2,291.50	138,897,029	2,662.04	161,357,098	1.34
ブラジル	株式	ROSSI RESIDENCIAL SA	耐久消費財・アパレル	211,389	699.27	147,818,620	713.21	150,764,833	1.25
ブラジル	株式	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	小売	212,673	613.24	130,420,781	700.71	149,023,118	1.23
ブラジル	株式	MMX MINERACAO E METALICOS SA	素材	251,028	528.65	132,708,462	590.17	148,150,901	1.23
ブラジル	株式	MRV ENGENHARIA	耐久消費財・アパレル	208,100	658.42	137,017,618	683.41	142,218,286	1.18
ブラジル	株式	LLX LOGISTICA SA-ORD	運輸	299,500	374.38	112,129,026	431.57	129,257,850	1.07
ブラジル	株式	TAM SA-PREF	運輸	77,690	1,282.24	99,617,287	1,638.84	127,321,945	1.05
ブラジル	株式	GOL LINHAS AEREAS - PREF	運輸	116,285	1,074.14	124,906,486	1,067.89	124,179,960	1.03

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（2010年8月31日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	素材	26.46
		エネルギー	15.32
		銀行	11.74
		耐久消費財・アパレル	8.46
		公益事業	7.21
		運輸	5.34
		食品・飲料・タバコ	5.17
		各種金融	4.86
		電気通信サービス	3.75
		ソフトウェア・サービス	3.36
		小売	3.10
		メディア	0.99
		家庭用品・パーソナル用品	0.94
		資本財	0.91
食品・生活必需品小売り	0.76		
合計			98.46

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。（2010年8月31日現在）

その他投資資産の主要なもの

(先物)

（2010年8月31日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	BOVESPA INDEX	買建	62	ブラジルレアル	4,177,191	4,023,428	193,365,949	1.60

(為替予約)

（2010年8月31日現在）

資産の種類			数量	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建	ドル	45,132.71	3,886,936	3,815,970	0.03
為替予約取引	売建	ブラジルレアル	79,325.26	3,886,936	3,812,371	0.03

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2010年8月31日及び同日1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期末 (2009年7月10日)	10,738,182,083	10,738,182,083	0.5651	0.5651
第2期計算期末 (2010年7月12日)	13,400,624,623	13,400,624,623	0.7631	0.7631
2009年8月末日	12,256,608,264	-	0.6955	-
2009年9月末日	12,753,058,638	-	0.7529	-
2009年10月末日	13,417,908,636	-	0.8164	-
2009年11月末日	14,796,603,579	-	0.8105	-
2009年12月末日	16,899,573,642	-	0.8720	-
2010年1月末日	14,637,901,907	-	0.7595	-
2010年2月末日	15,553,651,462	-	0.7787	-
2010年3月末日	16,929,590,579	-	0.8720	-
2010年4月末日	15,558,535,137	-	0.8831	-
2010年5月末日	13,109,118,065	-	0.7415	-
2010年6月末日	12,695,706,684	-	0.7207	-
2010年7月末日	13,363,483,639	-	0.7795	-
2010年8月31日	12,130,625,916	-	0.7305	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	43.5
第2期計算期間	35.0

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1計算期間	27,447,069,245	8,445,306,778
第2計算期間	10,563,324,273	12,004,002,829

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移

(2010年8月31日現在)



※基準価額（分配金再投資）は運用管理費用（信託報酬）控除後で、
税引前分配金を再投資したものと算出。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2009年7月	0円
2010年7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況 (2010年8月31日現在)

< 組入上位10銘柄 >

銘柄	業種	投資比率
1 VALE SA-PREF A	素材	9.61%
2 PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	8.66%
3 BM&F BOVESPA SA	各種金融	4.86%
4 ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	3.93%
5 BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	3.31%
6 OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	エネルギー	2.99%
7 GERDAU SA-PREF	素材	2.94%
8 ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	銀行	2.56%
9 VALE SA	素材	2.46%
10 PDG REALTY SA	耐久消費財・アパレル	2.43%

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.25%組入れております。

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

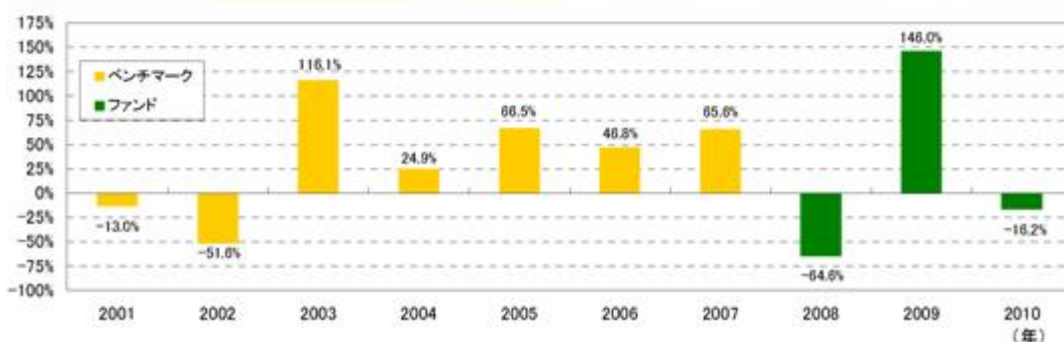
< 業種別組入比率 >

業種	投資比率
素材	26.46%
エネルギー	15.32%
銀行	11.74%
耐久消費財・アパレル	8.46%
公益事業	7.21%
運輸	5.34%
食品・飲料・タバコ	5.17%
各種金融	4.86%
電気通信サービス	3.75%
ソフトウェア・サービス	3.36%
小売	3.10%
メディア	0.99%
家庭用品・パーソナル用品	0.94%
資本財	0.91%
食品・生活必需品小売り	0.76%
合計	98.46%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

年間収益率の推移 (2010年8月31日現在)



※2008年については当初設定日（2008年7月8日）から年末まで、2010年は年初から8月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2007年以前はベンチマークの騰落率を参考情報として記載したものであり、ファンドの運用実績ではありません。

※ベンチマークの騰落率は、ボヘスバ指数を委託会社が円換算し算出。

第2【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（申込期間）

- ・ 平成22年10月9日から平成23年4月8日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付の受付）

- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時までに、買付申込が行なわれ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 分配金の受取方法により「自動けいぞく投資コース」と「分配金支払いコース」が選択できます。ただし、平成22年10月8日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定及び追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（買付単位）

- ・ 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付時の申込手数料）

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜 3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。
詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付代金のお支払い）

- ・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

（受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。
- ・ 投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。

（買付申込不可日）

- ・ お申込日が、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込は受けません。

2 【換金（解約）手続等】

（換金の受付）

- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時まで、換金申込が行なわれ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（換金単位）

- ・ 1口単位とします。（金額指定の場合、1万円以上1円単位とします。）

（換金（解約）価額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金時の費用や税金についての詳細は「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（信託財産留保額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

（換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

（換金申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みを取消すことがあります。
- ・ 前記の換金のお申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申込みを受付けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

- ・ お申込日が、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金のお申込みは受けません。

換金（解約）の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行なうものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

（基準価額の算定）

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

ただし、後記「(5)その他[信託の終了]」による場合はこの限りではありません。

(4) 【計算期間】

原則として毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

- a . 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額がファンド30億円を下回ることになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を

監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 前記 c. から d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、b. から d. までに規定する信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年7月）に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]

に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、前記 a . の変更事項（前記 a . の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記 b . の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 b . の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記 b . から e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記 a . から e . にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- i. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ii. マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託

終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず、

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

反対者の買取請求権

信託約款の解約または重大な約款の変更等が行なわれる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了]」(信託契約の解約) b.」または「[信託約款の変更] b.」に規定する書面に付記します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間（平成20年7月8日から平成21年7月10日まで）については改正前の、第2期計算期間（平成21年7月11日から平成22年7月12日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第1期計算期間は約款第40条により、平成20年7月8日から平成21年7月10日までとなっております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年7月8日から平成21年7月10日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けており、第2期計算期間（平成21年7月11日から平成22年7月12日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
 UBSブラジル・インデックス・ファンド
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年7月10日現在)	当期 (平成22年7月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	219,489,392	253,095,066
親投資信託受益証券	10,617,803,948	13,286,609,947
未収入金	79,000,000	55,000,000
未収利息	300	346
流動資産合計	10,916,293,640	13,594,705,359
資産合計	10,916,293,640	13,594,705,359
負債の部		
流動負債		
未払解約金	98,291,080	76,374,993
未払受託者報酬	3,710,779	5,540,607
未払委託者報酬	74,215,633	110,811,986
その他未払費用	1,894,065	1,353,150
流動負債合計	178,111,557	194,080,736
負債合計	178,111,557	194,080,736
純資産の部		
元本等		
元本	19,001,762,467	17,561,083,911
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,263,580,384	4,160,459,288
（分配準備積立金）	203,610,102	513,952,540
元本等合計	10,738,182,083	13,400,624,623
純資産合計	10,738,182,083	13,400,624,623
負債純資産合計	10,916,293,640	13,594,705,359

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年7月8日 至平成21年7月10日	当期 自平成21年7月11日 至平成22年7月12日
営業収益		
受取利息	274,100	93,573
有価証券売買等損益	7,709,989,749	3,982,805,999
営業収益合計	7,709,715,649	3,982,899,572
営業費用		
受託者報酬	7,657,151	10,606,552
委託者報酬	153,143,062	212,130,833
その他費用	3,731,565	3,788,328
営業費用合計	164,531,778	226,525,713
営業利益又は営業損失（ ）	7,874,247,427	3,756,373,859
経常利益又は経常損失（ ）	7,874,247,427	3,756,373,859
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,874,247,427	3,756,373,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,685,202,856	2,144,968,963
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	8,263,580,384
剰余金増加額又は欠損金減少額	884,243,302	4,576,321,952
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	884,243,302	4,576,321,952
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,958,779,115	2,084,605,752
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,958,779,115	2,084,605,752
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,263,580,384	4,160,459,288

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前期 自 平成20年 7月 8日 至 平成21年 7月 10日	当期 自 平成21年 7月 11日 至 平成22年 7月 12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価 にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	計算期間末日の取扱い 平成22年7月10日が休日のた め、当計算期間末日を平成22 年7月12日としております。こ のため当計算期間は367日と なっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 (平成21年 7月 10日現在)	当期 (平成22年 7月 12日現在)
1. 期首元本額	3,632,793,697円	19,001,762,467円
期中追加設定元本額	23,814,275,548円	10,563,324,273円
期中解約元本額	8,445,306,778円	12,004,002,829円
2. 計算期間末日における受益権の総数	19,001,762,467口	17,561,083,911口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は8,263,580,384円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は4,160,459,288円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年 7月 8日 至 平成21年 7月10日	当期 自 平成21年 7月 11日 至 平成22年 7月 12日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(203,610,102円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(29,659,334円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、233,269,436円(1万口当たり122.75円)であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.03%を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(408,411,641円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(133,246,809円)、及び分配準備積立金(105,540,899円)より分配対象収益は、647,199,349円(1万口当たり368.52円)であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.03%を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額</p>

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

.金融商品の状況に関する事項

	当期 自 平成21年 7月 11日 至 平成22年 7月 12日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式等、為替予約取引、株価指数先物取引であります。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、株価指数等に係る価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンのかな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

金融商品の時価等に関する事項

当期（平成22年7月12日現在）

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（3）デリバティブ取引

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

前期（平成21年7月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	----------	-------------------

親投資信託受益証券	10,617,803,948	5,744,880,793
合計	10,617,803,948	5,744,880,793

当期(平成22年7月12日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,456,364,974
合計	2,456,364,974

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期(平成21年7月10日現在)

該当事項はありません。

当期(平成22年7月12日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成20年7月8日至平成21年7月10日)

該当事項はありません。

当期(自平成21年7月11日至平成22年7月12日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成21年7月10日現在)	当期 (平成22年7月12日現在)
1口当たり純資産額 0.5651円 (1万口当たり純資産額5,651円)	1口当たり純資産額 0.7631円 (1万口当たり純資産額7,631円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	UBS ブラジル・インデックス・マザーファンド	16,945,045,208	13,286,609,947	
合計		16,945,045,208	13,286,609,947	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりです。

「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

UBSブラジル・インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	平成21年7月10日現在	平成22年7月12日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		99,371,829	84,115,538
コール・ローン		16,126,569	71,856,028
株式		10,428,374,407	13,079,978,783
派生商品評価勘定		325,767	1,628
未収入金		28,192,868	-
未収配当金		58,374,929	54,180,757
未収利息		22	98
前払金		30,045,048	17,780,953
差入委託証拠金		52,807,598	36,127,710
流動資産合計		10,713,619,037	13,344,041,495
資産合計		10,713,619,037	13,344,041,495
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		16,444,684	2,953,529
未払解約金		79,000,000	55,000,000
流動負債合計		95,444,684	57,953,529
負債合計		95,444,684	57,953,529
純資産の部			
元本等			
元本		18,591,847,222	16,945,045,208
剰余金			
剰余金又は欠損金()		7,973,672,869	3,658,957,242
元本等合計		10,618,174,353	13,286,087,966
純資産合計		10,618,174,353	13,286,087,966
負債純資産合計		10,713,619,037	13,344,041,495

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成20年7月 8日 至 平成21年7月10日	自 平成21年7月11日 至 平成22年7月12日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	1. 株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 2. 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における本報告書の開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	1. 株価指数先物取引 同左 2. 為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年7月10日現在	平成22年7月12日現在
-----	--------------	--------------

1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,632,793,697円	18,591,847,222円
期中追加設定元本額	19,887,951,676円	5,788,099,453円
期中解約元本額	4,928,898,151円	7,434,901,467円
同期末における元本の内訳		
U B S ブラジル・インデックス・ファンド	18,591,847,222円	16,945,045,208円
合計	18,591,847,222円	16,945,045,208円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	18,591,847,222口	16,945,045,208口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,973,672,869円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,658,957,242円であります。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年7月11日 至 平成22年7月12日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式等、為替予約取引、株価指数先物取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、株価指数等に係る価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、株価指数先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。

金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・ 金融商品の時価等に関する事項

（平成22年7月12日現在）

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（3）デリバティブ取引

通貨関連

（平成22年7月12日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 アメリカ・ドル	124,565	-	126,193	1,628
	売 建 ブラジル・リアル	124,565	-	126,971	2,406
	合 計	249,130	-	253,164	778

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

株式関連

(単位：円)

区分	種 類	平成22年7月12日現在			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
		うち1年超			
市場取引	株価指数先物取引 買 建				
	BOVESPA INDEX Aug2010	204,367,817	-	201,416,695	2,951,122
	合 計	204,367,817	-	201,416,695	2,951,122

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場にて評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベ - スで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(有価証券に関する注記)

(平成21年7月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	10,428,374,407	1,617,137,740
合計	10,428,374,407	1,617,137,740

(平成22年7月12日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	1,130,186,166
合計	1,130,186,166

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自平成20年7月8日 至平成21年7月10日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であり、株式関連では株価指数先物取引であります。
2. 取引に対する取組方針及び利用目的	為替予約取引は外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。株価指数先物取引は投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクであり、株価指数先物取引の主要なリスクは、株式価格の変動によるリスクであります。
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、執行しております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成21年7月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 アメリカ・ドル	22,091,541	-	21,666,483	425,058
	売建 アメリカ・ドル	75,000,000	-	75,222,216	222,216
	ブラジル・リアル	22,091,541	-	21,765,774	325,767
	合計	119,183,082	-	118,654,473	321,507

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（平成22年7月12日現在）

「注記表（金融商品に関する注記）」に記載しております。

株式関連

（単位：円）

区分	種類	平成21年7月10日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	BOVESPA INDEX Aug2009	219,255,889	-	203,458,479	15,797,410
	合計	219,255,889	-	203,458,479	15,797,410

（注）

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相
場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベ - スで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

（平成22年7月12日現在）

「注記表（金融商品に関する注記）」に記載しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成20年7月8日 至平成21年7月10日）

該当事項はありません。

（自平成21年7月11日 至平成22年7月12日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成21年7月10日現在）	（平成22年7月12日現在）
1口当たり純資産額 0.5711円 （1万口当たり純資産額5,711円）	1口当たり純資産額 0.7841円 （1万口当たり純資産額7,841円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ブラジル・リアル	BRASIL ECODIESEL INDUSTRIA E	2,272,732	0.82	1,863,640.24	
	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	384,018	17.35	6,662,712.30	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	204,658	31.80	6,508,124.40	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	896,339	27.58	24,721,029.62	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	16,807	87.50	1,470,612.50	
	BRADSPAR SA-PREF	64,483	33.00	2,127,939.00	
	BRASKEM SA-PREF A	124,972	13.22	1,652,129.84	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	218,601	27.85	6,088,037.85	
	DURATEX SA	102,919	17.15	1,765,060.85	
	FIBRIA CELULOSE SA	161,335	25.75	4,154,376.25	
	GERDAU SA-PREF	332,476	24.50	8,145,662.00	
	KLABIN SA-PREF	229,086	5.06	1,159,175.16	
	METALURGICA GERDAU SA-PREF	71,634	30.30	2,170,510.20	
	MMX MINERACAO E METALICOS SA	265,828	11.00	2,924,108.00	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	140,670	52.92	7,444,256.40	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	33,511	53.40	1,789,487.40	
	VALE SA	141,339	44.74	6,323,506.86	
	VALE SA-PREF A	626,889	39.01	24,454,939.89	

EMPRESA BRAS DE AERONAUTICA	229,200	9.40	2,154,480.00
ALL AMERICLATINA LOGISTICA	239,987	14.49	3,477,411.63
CIA DE CONCESSOES RODOVIARIA	49,215	38.80	1,909,542.00
GOL LINHAS AEREAS - PREF	122,185	22.35	2,730,834.75
LLX LOGISTICA SA-ORD	318,500	7.79	2,481,115.00
TAM SA-PREF	82,290	26.75	2,201,257.50
CYRELA BRAZIL REALTY	236,620	20.49	4,848,343.80
GAFISA SA	377,176	11.91	4,492,166.16
MRV ENGENHARIA	220,300	13.70	3,018,110.00
PDG REALTY SA	366,687	16.81	6,164,008.47
ROSSI RESIDENCIAL SA	222,789	14.55	3,241,579.95
NET SERVICOS DE COMUNI-PREF	118,133	18.90	2,232,713.70
B2W COM GLOBAL DO VAREJO	49,836	28.89	1,439,762.04
LOJAS AMERICANAS SA-PREF	225,073	12.76	2,871,931.48
LOJAS RENNER S.A.	64,114	47.68	3,056,955.52
REFINARIA RETRO IPIRANGA-PRF	1,852	5.78	10,720.30
CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF B	612	62.80	38,433.60
CIA BRASILEIRA DE DISTR-PREF A	32,390	62.80	2,034,092.00
BRF - BRASIL FOOD SA	226,614	23.45	5,314,098.30
CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	13,463	183.44	2,469,652.72
COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	95,485	24.10	2,301,188.50
JBS SA	325,774	7.99	2,602,934.26
SOUZA CRUZ SA	19,408	69.33	1,345,556.64
NATURA COSMETICOS SA	58,200	39.30	2,287,260.00
BANCO BRADESCO SA-PREF	269,699	32.22	8,689,701.78
BANCO DO BRASIL SA	183,800	27.69	5,089,422.00
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	281,986	37.10	10,461,680.60
ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	563,382	12.11	6,822,556.02
BM&F BOVESPA SA	1,022,601	11.73	11,995,109.73
CIELO SA	322,440	15.99	5,155,815.60
REDECARD SA	163,500	27.00	4,414,500.00
BRASIL TELECOM SA-PREFERENCE	103,134	12.09	1,246,890.06
TELE NORTE LESTE PART	20,800	39.70	825,760.00
TELE NORTE LESTE PART-PREF	96,900	27.51	2,665,719.00
TELECOMUNICACOES DE SAO-PREF	13,361	37.45	500,369.45
TELEMAR NORTE LESTE SA-PR A	14,822	49.46	733,096.12
TIM PARTICIPACOES SA	60,635	7.48	453,549.80
TIM PARTICIPACOES SA-PREF	496,178	4.81	2,386,616.18
VIVO PARTICIPACOES SA-PREF	41,767	47.30	1,975,579.10
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	79,561	26.47	2,105,979.67
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	112,373	22.40	2,517,155.20
CIA DE TRANSMISSAO DE ENE-PF	15,834	46.40	734,697.60
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	88,300	24.59	2,171,297.00
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	134,680	25.83	3,478,784.40
CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	47,431	37.10	1,759,690.10
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	29,289	34.92	1,022,771.88
CPFL ENERGIA SA	38,861	39.39	1,530,734.79

	ELETROPAULO METROPOLI -PREF B	53,665	36.06	1,935,159.90	
	LIGHT SA	64,000	20.60	1,318,400.00	
	ブラジル・レアル通貨小計	14,303,199		258,140,493.06 (13,079,978,783)	
合計		14,303,199		13,079,978,783 (13,079,978,783)	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

注)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の評価額はすべて邦貨換算額で表示しており、()内の金額は、外貨建有価証券に関わるもので内書きであります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計額に対する 比率
ブラジル・レアル	株式	67銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(金融商品に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2010年8月31日現在)

「UBSブラジル・インデックス・ファンド」

資産総額	12,214,256,379 円
負債総額	83,630,463 円
純資産総額(-)	12,130,625,916 円
発行済口数	16,605,164,450 口
1口当たり純資産額(/)	0.7305 円

(参考)「UBSブラジル・インデックス・マザ - ファンド」

資産総額	12,298,080,412 円
負債総額	258,498,384 円
純資産総額(-)	12,039,582,028 円

発行済口数	16,012,892,174 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7519 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者名簿

作成しません。

(3)受益者等に対する特典

該当ありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として支払います。）に支払います。

(8)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成22年8月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

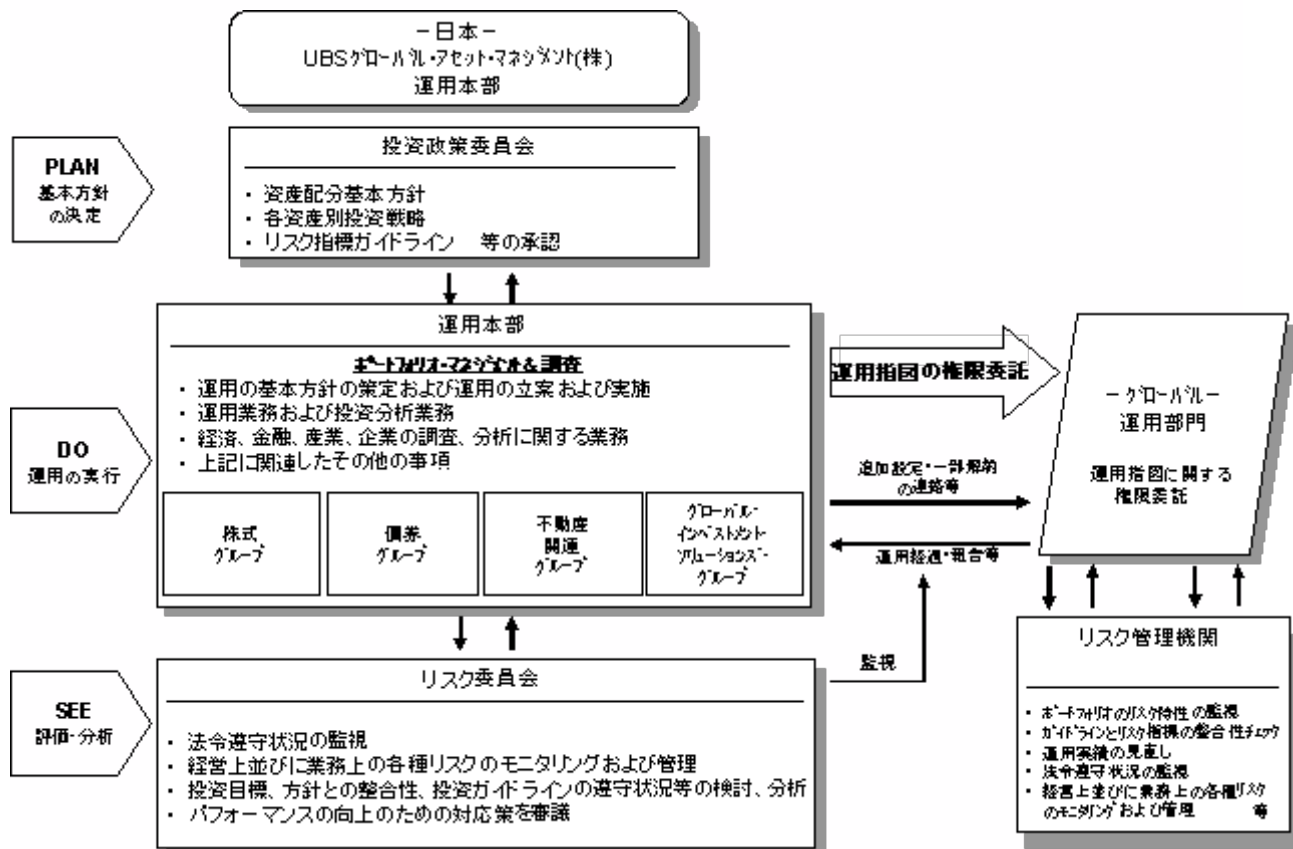
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成22年8月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年8月末日現在、以下のとおりです。

（平成22年8月末日現在）

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)	
公募			51	678,214	
	株式投資信託	単位型	3	20,108	
		追加型	48	658,106	
	公社債投資信託			0	0
		単位型	0	0	
		追加型	0	0	
私募			54	218,264	
合計			105	896,478	

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別	注記 番号	第14期 （平成21年3月31日）		第15期 （平成22年3月31日）	
		内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		3,373,821		3,380,053
未収入金	*1		15,176		30,126
未収委託者報酬			1,767,269		2,174,170
未収投資顧問料	*1		608,448		-
未収運用受託報酬	*1		-		485,009
その他未収収益	*1		206,272		269,347
繰延税金資産			43,900		69,900
その他			88,138		68,837
流動資産計			6,103,025		6,477,444
固定資産					
投資その他の資産			615,200		565,800
繰延税金資産		570,200		520,800	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固定資産計			615,200		565,800
資産合計			6,718,225		7,043,244

期別	注記 番号	第14期 (平成21年3月31日)		第15期 (平成22年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金	*1		28,762		278,848
未払金	*1		30,049		12,677
未払費用	*1		1,521,365		1,759,494
未払消費税			68		14,357
未払法人税等			148,574		471,175
その他			6,570		5,500
			流動負債計		2,542,052
固定負債					
退職給与引当金			26,971		-
退職給付引当金			183,522		204,377
			固定負債計		204,377
負債合計			1,945,884	2,746,429	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,572,341		2,096,814
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,022,341		1,546,814	
繰越利益剰余金		2,022,341		1,546,814	
純資産合計			4,772,341	4,296,814	
負債・純資産合計			6,718,225	7,043,244	

(2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第14期 〔自平成20年4月1日〕 〔至平成21年3月31日〕		第15期 〔自平成21年4月1日〕 〔至平成22年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,057,395		9,302,136	
投資顧問料	*1	3,365,802		-	
運用受託報酬	*1	-		2,049,201	
その他営業収益	*1	832,688		871,518	
営業収益計			13,255,886		12,222,856
営業費用					
支払手数料			4,208,023		4,535,303
広告宣伝費			236,082		146,779
調査費			97,903		71,113
営業雑経費			56,556		45,809
通信費		6,613		4,598	
印刷費		2,689		2,623	
協会の他		16,219		18,749	
その他	*1	31,034		19,838	
営業費用計			4,598,564		4,799,006
一般管理費					
給料			2,382,715		2,093,349
役員報酬		180,906		130,672	
給料・手当	*1	1,487,963		1,431,693	
賞与	*1	713,845		530,984	
退職給与引当金繰入			26,971		-
交際費			9,940		19,539
旅費交通費			49,873		41,567
租税公課			40,103		32,801
不動産賃借料			216,739		247,514
退職給付費用			307,721		200,576
事務委託費	*1		2,121,731		1,980,928
諸経費			70,615		52,699
一般管理費計			5,226,411		4,668,977
営業利益			3,430,910		2,754,872
営業外収益					
受取利息		5,697		756	
為替差益		65,365		-	
雑収入		1		-	
営業外収益計			71,064		756
営業外費用					
為替差損			-	5,406	
営業外費用計			-		5,406
経常利益			3,501,974		2,750,222
税引前当期純利益			3,501,974		2,750,222
法人税、住民税及び事業税			1,449,232		1,180,589
法人税等調整額			30,400		23,400
当期純利益			2,022,341		1,546,232

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		第14期		第15期	
		自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	
資本金	前期末残高		2,200,000		2,200,000
	当期変動額		-		-
	当期末残高		2,200,000		2,200,000
利益剰余金					
利益準備金	前期末残高		550,000		550,000
	当期変動額		-		-
	当期末残高		550,000		550,000
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	前期末残高		3,760,517		2,022,341
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△ 3,760,516 2,022,341		△ 2,021,760 1,546,232
	当期末残高		2,022,341		1,546,814
利益剰余金合計	前期末残高		4,310,517		2,572,341
	当期変動額		△ 1,738,175		△ 475,527
	当期末残高		2,572,341		2,096,814
株主資本合計	前期末残高		6,510,517		4,772,341
	当期変動額		△ 1,738,175		△ 475,527
	当期末残高		4,772,341		4,296,814
純資産合計	前期末残高		6,510,517		4,772,341
	当期変動額		△ 1,738,175		△ 475,527
	当期末残高		4,772,341		4,296,814

重要な会計方針

科目	期別 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p> <p>(2) 退職給与引当金 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出したしました。また、退職給与規程に従い算出される退職給与見込額の変動により、当期末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づく金額を計上しております。このうち、役員分は2,038千円であります。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 退職給付債務のうち、役員分は6,193千円であります。</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業費用の調査費に掲記していたシステムサービス利用費につきましては、当事業年度よりその内容を考慮し、一般管理費の事務委託費に変更しております。	

追加情報

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 未収委託者報酬及び未払費用の会計処理 未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方方法によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、865,370千円大きく計上されておりますが、当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>2. 退職給付信託 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高844,758千円と同額の現金を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出いたしました。この結果、当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>3. 関連当事者の開示 当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。 なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。</p>	<p>1. 金融商品の時価開示 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成21年3月31日)	第15期 (平成22年3月31日)																										
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table> <tr><td>預金</td><td>1,708,339千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>800千円</td></tr> <tr><td>未収投資顧問料</td><td>3,132千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td>39,452千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>1,232千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>22,833千円</td></tr> </table>	預金	1,708,339千円	未収入金	800千円	未収投資顧問料	3,132千円	その他未収収益	39,452千円	未払金	1,232千円	未払費用	22,833千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table> <tr><td>現金・預金</td><td>221,451千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>253千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>3,242千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td>52,054千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>143千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>57,361千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>64,031千円</td></tr> </table>	現金・預金	221,451千円	未収入金	253千円	未収運用受託報酬	3,242千円	その他未収収益	52,054千円	未払金	143千円	未払費用	57,361千円	預り金	64,031千円
預金	1,708,339千円																										
未収入金	800千円																										
未収投資顧問料	3,132千円																										
その他未収収益	39,452千円																										
未払金	1,232千円																										
未払費用	22,833千円																										
現金・預金	221,451千円																										
未収入金	253千円																										
未収運用受託報酬	3,242千円																										
その他未収収益	52,054千円																										
未払金	143千円																										
未払費用	57,361千円																										
預り金	64,031千円																										

(損益計算書関係)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>投資顧問料</td><td>122,668千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>139,621千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>128,711千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>213,937千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>20,555千円</td></tr> </table>	投資顧問料	122,668千円	その他営業収益	139,621千円	事務委託費	128,711千円	給料・手当	213,937千円	営業雑経費 その他	20,555千円	<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table> <tr><td>運用受託報酬</td><td>3,934千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>26,002千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>60,681千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>109,604千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>8,870千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>14,591千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	3,934千円	その他営業収益	26,002千円	事務委託費	60,681千円	給料・手当	109,604千円	賞与	8,870千円	営業雑経費 その他	14,591千円
投資顧問料	122,668千円																						
その他営業収益	139,621千円																						
事務委託費	128,711千円																						
給料・手当	213,937千円																						
営業雑経費 その他	20,555千円																						
運用受託報酬	3,934千円																						
その他営業収益	26,002千円																						
事務委託費	60,681千円																						
給料・手当	109,604千円																						
賞与	8,870千円																						
営業雑経費 その他	14,591千円																						

(株主資本等変動計算書関係)

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第14期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	第14期定時 株主総会の翌日

第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	平成21年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第15期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	第15期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
-	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）																																																						
-	<p>平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>3,380,053</td> <td>3,380,053</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>2,174,170</td> <td>2,174,170</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>485,009</td> <td>485,009</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td>269,347</td> <td>269,347</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>6,308,580</td> <td>6,308,580</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,759,494</td> <td>1,759,494</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未払法人税等</td> <td>471,175</td> <td>471,175</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>2,230,669</td> <td>2,230,669</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。</p> <p>(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>3,380,053</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>2,174,170</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>485,009</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td>269,347</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,308,580</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金・預金	3,380,053	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	485,009	-	その他未収収益	269,347	269,347	-	資産計	6,308,580	6,308,580	-	未払費用	1,759,494	1,759,494	-	未払法人税等	471,175	471,175	-	負債計	2,230,669	2,230,669	-		1年以内	1年超	現金・預金	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	-	その他未収収益	269,347	-	合計	6,308,580	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																				
現金・預金	3,380,053	3,380,053	-																																																				
未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-																																																				
未収運用受託報酬	485,009	485,009	-																																																				
その他未収収益	269,347	269,347	-																																																				
資産計	6,308,580	6,308,580	-																																																				
未払費用	1,759,494	1,759,494	-																																																				
未払法人税等	471,175	471,175	-																																																				
負債計	2,230,669	2,230,669	-																																																				
	1年以内	1年超																																																					
現金・預金	3,380,053	-																																																					
未収委託者報酬	2,174,170	-																																																					
未収運用受託報酬	485,009	-																																																					
その他未収収益	269,347	-																																																					
合計	6,308,580	-																																																					

（デリバティブ取引関係）

第14期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																												
<p>1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">537,679千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>354,156千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">183,522千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">103,931千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,475千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">2,527千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>120,270千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">229,150千円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他</td> <td style="text-align: right;"><u>78,570千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">307,721千円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	537,679千円	(2) 年金資産	<u>354,156千円</u>	(3) 退職給付引当金	183,522千円	(1) 勤務費用	103,931千円	(2) 利息費用	7,475千円	(3) 期待運用収益	2,527千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>120,270千円</u>	退職給付費用	229,150千円	(5) その他	<u>78,570千円</u>	合計	307,721千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	<p>1. 採用している制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">641,851千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>437,743千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">204,377千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">118,345千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,065千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">2,054千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>12,940千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">137,297千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 特別退職金</td> <td style="text-align: right;"><u>63,279千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">200,576千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	641,851千円	(2) 年金資産	<u>437,743千円</u>	(3) 退職給付引当金	204,377千円	(1) 勤務費用	118,345千円	(2) 利息費用	8,065千円	(3) 期待運用収益	2,054千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940千円</u>	退職給付費用	137,297千円	(5) 特別退職金	<u>63,279千円</u>	合計	200,576千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	537,679千円																																																												
(2) 年金資産	<u>354,156千円</u>																																																												
(3) 退職給付引当金	183,522千円																																																												
(1) 勤務費用	103,931千円																																																												
(2) 利息費用	7,475千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,527千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>120,270千円</u>																																																												
退職給付費用	229,150千円																																																												
(5) その他	<u>78,570千円</u>																																																												
合計	307,721千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												
(1) 退職給付債務	641,851千円																																																												
(2) 年金資産	<u>437,743千円</u>																																																												
(3) 退職給付引当金	204,377千円																																																												
(1) 勤務費用	118,345千円																																																												
(2) 利息費用	8,065千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,054千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940千円</u>																																																												
退職給付費用	137,297千円																																																												
(5) 特別退職金	<u>63,279千円</u>																																																												
合計	200,576千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												

（税効果会計関係）

第14期 (平成21年3月31日)	第15期 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産 未払費用 28,490 未払事業所税 2,450 減価償却超過額 10,470 退職給与引当金 351,210 未払事業税 12,950 株式報酬費用 132,200 退職給付引当金 74,320 その他 2,010 評価性引当額 - 繰延税金資産合計 614,100	繰延税金資産 未払費用 31,300 未払事業所税 2,200 減価償却超過額 12,000 未払事業税 36,400 株式報酬費用 100,000 退職給付引当金 406,800 その他 2,000 評価性引当額 - 繰延税金資産合計 590,700
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)
法定実効税率 40.65 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.70 その他 0.10 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.25	法定実効税率 40.65 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.46 その他 0.67 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.78

（関連当事者との取引）

第14期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（1）親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 (ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	2,910,000,000円	銀行、証券業務	(被所有者)100%	金銭の預入れ、人件費の立書等	金銭の預入れ 増加 8,840,192 減少 8,151,232 投資顧問料他 282,289 投資顧問業務に関する事務委託 128,711 人件費 213,937 経営指導料 20,555	預金 8,840,192 未収投資顧問料 3,132 その他未収収益 39,452 未払金 1,232 未払費用 22,833 未収入金 800	1,708,339	

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 全 社 の 千 全 社 等	ユービーエス証券会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	投資顧問業務 人件費、社会保 険料などの立替	投資顧問料 事務委託費等	3,953 294,431	未収投資顧問料 未収入金 未払金 未払費用	4,048 10,755 181 84,240
	ユービーエス・マネジメント・ サポート株式会社	東京都千代田 区大手町	2千万円	サービス業	なし	物品経費、事務 所賃借料などの 立替	物品経費、事務所賃 借料	202,151	未払費用	55,055
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	1,283百万 米ドル	サービス業	なし	人件費の立替	人件費	174	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	8,500	-	-
	UBS Fund Services(Cayman)	カマン	58百万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	84,881	その他未収収益	9,218
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料	39,970	未収投資顧問料	13,44
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シ dney	8百万 オーストラリアドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費	415,890 38,299 79,127	その他未収収益 未払費用	29,322 8,232
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務に 關する事務委託	投資顧問業務に關する 事務委託	905	未払費用	173
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	投資顧問業	なし	人件費の立替 投資顧問業務に 關する事務委託	人件費 投資顧問業務に關する 事務委託他	14,255 25,423	未収入金 未払費用	3,820 4,852
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	88百万 英国ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託	109,898 447,808	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	59,113 9,108 204,819
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	85百万 英国ポンド	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	15,019	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費	81,983 139,014 37,981	その他未収収益 未払費用	28,999 48,291
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	378,900	その他未収収益	131,902
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	112,087	その他未収収益	27,221
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	57百万 スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料他	54,872	未収投資顧問料	13,87
UBS Factual Asset Management S.A. DTVM	ブラジル・リオ デジャネイロ	27百万 ブラジルリアル	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問業務に關する 事務委託	788,087	未払費用	180,803	

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第15期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエスエイ・シー (ロンドン証券取引 所地上場)	スイス・チューリッヒ	3.3億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金銭の預入れ、 通用受託業務及び それに關する 事務委託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 通用受託報酬他 通用受託業務に關 する事務委託 人件費 賞与 経営指導料	2,924,077 4,410,965 29,938 80,881 109,804 8,870 14,591	預金 未収入金 未収通用受託報酬 その他未収収益 未払金 未払費用 預り金	221,451 253 3,242 52,054 143 57,381 84,031

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ユービーエス証券会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	通用受託業務 人件費の立書 人件費、社会保 険料などの立書	通用受託報酬 人件費(受取) 物品経費、事務所賃 借料、社会保険料等	13,543 34,957 488,505	未収入金 未収通用受託報酬 未払金 未払費用	23,454 5,492 12,534 144,895
	UBS Securities LLC	米国・ワシントン	1,283百万 米ドル	サービス業	なし	人件費の立書	人件費	82	未払費用	2
子	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	資産運用業	なし	人件費の立書	人件費	4,235	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	通用受託業務	通用受託報酬	29,582	未収通用受託報酬	19,939
の	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに關する 事務委託等 役員の兼任	その他営業収益 通用受託業務に關 する事務委託	177,388 151,800	その他未収収益 未払費用	249,75 573,12
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	通用受託業務に 關する事務委託 役員の兼任	通用受託業務に關 する事務委託	421	-	-
千	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立書 通用受託業務に 關する事務委託 役員の兼任	人件費(受取) 通用受託業務に關 する事務委託他	24,834 28,951	未収入金 未払費用	1,713 7,748
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	93百万 英国ポンド	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに關する 事務委託等	通用受託報酬他 通用受託業務に關 する事務委託	105,439 380,214	未収通用受託報酬 その他未収収益 未払費用	328,25 79,96 81,381
子	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	109百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立書	人件費	8,813	未収入金	13,113
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに關する 事務委託等	その他営業収益 通用受託業務に關 する事務委託 人件費	71,845 98,051 2,838	未収入金 その他未収収益 未払費用	307 492,77 27,418
の	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ワシントン	10万米ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	454,218	その他未収収益	115,721
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	115,849	その他未収収益	19,381
社	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	57百万 スイスフラン	資産運用業	なし	通用受託業務	通用受託報酬他	32,890	-	-

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	220,941円75銭	1株当たり純資産額	198,926円60銭
1株当たり当期純利益	93,626円92銭	1株当たり当期純利益	71,584円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	2,022,341	1,546,232
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,022,341	1,546,232
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成22年6月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS証券会社	60,000百万円 (平成21年12月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成21年12月末現在)	事業の内容
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	9,300万英ポンド (日本円換算 約12,159百万円)	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

平成22年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝130.75円）により円換算し、四捨五入して表示しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

ただし、UBS証券会社は、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社により買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成22年4月1日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいませ
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

独立監査人の監査報告書

平成22年9月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSブラジル・インデックス・ファンドの平成21年7月11日から平成22年7月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSブラジル・インデックス・ファンドの平成22年7月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSブラジル・インデックス・ファンドの平成20年7月8日から平成21年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSブラジル・インデックス・ファンドの平成21年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

山口 光 信 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

野 元 寿 文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。